

○日高市小口金融あっせん規則

平成8年1月8日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、日高市（以下「市」という。）において事業を営む中小企業者の事業振興を図るため、必要な資金の融資あっせんを行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する事業を営む者をいう。

2 この規則において「金融機関」とは、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と債務保証契約を結んだ金融機関であって市の指定する金融機関をいう。

(信用保証)

第3条 この規則により金融機関が行う中小企業者に対する融資は、すべて保証協会の保証を付するものとする。

(融資あっせんの条件)

第4条 この規則により融資あっせんする条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金の使途は、運転資金又は設備資金に限る。
- (2) 融資限度額は、1企業者につき750万円以内とする。
- (3) 融資期間は、運転資金5年以内、設備資金7年以内とする。
- (4) 融資金の返済は、割賦償還又は一時償還とする。ただし、繰上償還も妨げない。
- (5) 保証人は、保証協会の特別小口無担保無保証人保証制度要綱の適用を受ける場合にあっては不要とし、同要綱の適用を受けない場合にあっては次に掲げるとおりとする。
 - ア 個人においては、不要とする。ただし、市長が必要と認めるときは、1人以上とする。
 - イ 法人においては、当該法人の代表者とする。ただし、市長が別に定める基準を満たすと認めるときは、不要とすることができる。
- (6) 貸付利息及び延滞利息は、市長と金融機関との協議により定める。

(融資あっせんの申込み)

第5条 融資あっせんを受けようとする者は、融資あっせん申込書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の融資あっせん申込書は別に定める様式とする。

(融資あっせん対象者)

第6条 融資あっせんの申込みをすることができる者は、事業計画が妥当であり融資金を返還する能力が認められ、かつ、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に店舗、工場又は事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 市に住民登録又は法人登記をしていること。
- (3) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種に該当する法人又は個人であること。
- (4) 市税の納税義務者で市税を完納又は完納見込みが確実な者であること。
- (5) この規則による融資あっせんを受けた者の保証人となっていないこと。
- (6) 保証協会の代位弁済を受けた者にあつては、その債務者及び保証人はその代位弁済による債務を完納していること。
- (7) 許認可等を要する業種にあつては、その許認可等を取得していること。

（保証人の資格）

第7条 第4条第5号の保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として市内に引き続き1年以上住所を有していること。
- (2) 保証能力を有していること。
- (3) 市税の納税義務者で市税を完納していること。
- (4) この規則による融資を受けていない者であること。

（連帯保証）

第8条 保証人は、融資を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（調査）

第9条 市長は、融資あっせん申込みをした者について、市職員に必要な調査を行わせるものとする。

（融資あっせん台帳）

第10条 市長は、前条の調査の結果、適格と認められる者を日高市小口金融あっせん台帳（様式第1号）に登載するものとする。

（融資あっせんの決定）

第11条 市長は、融資あっせん申込みをした者について、融資あっせんの可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により融資あっせんを決定したときは、速やかに日高市小口金融あっせん決定通知書（様式第2号）により当該申込人に通知するものとし、同時に別に定める様式による融資依頼書を金融機関に送付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により融資あっせん不相当と決定したときは、直ちに日高市小口金融あっせん不適格通知書（様式第3号）により当該申込人に通知するものとする。

（信用保証の申込み）

第12条 金融機関は、前条第2項に規定する融資依頼書を受理したときは、速やかに保証協会指定の様式による信用保証申込書を保証協会に送付しなければならない。

（信用保証書の送付）

第13条 保証協会は、前条の信用保証申込書を受理したときは、信用保証書を当該金融機関に送付し、かつ、この旨を市長に通知するものとする。

（融資の実施）

第14条 金融機関は、第11条第2項に規定する融資あっせん決定通知を受けて10日以内に借入手続を完了した者に対し、速やかに融資を行うものとする。

（設備工事完了届）

第15条 設備資金の融資を受けた者は、当該設備に係る工事が完了したときは、速やかに日高市小口金融設備工事完了届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（金融機関の報告）

第16条 金融機関は、融資を実行した者について毎年12月末現在における償還残額を市長に報告しなければならない。

2 金融機関は、融資金が完済されたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（利子補給金の交付）

第17条 市長は、融資を受けた者が貸付元金及び利子を定められた償還期限（借入金の全部を償還すべき期限をいう。）内に償還を完了した場合に利子補給金を交付するものとする。

2 利子補給金の額は、金融機関に支払った利子及び保証協会に支払った保証料の合計額の2割以内とする。

（利子補給金の交付申請）

第18条 利子補給金の交付を受けようとする者は、日高市小口金融利子補給金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第19条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、その適否を決定し、日高市小口金融利子補給金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（融資決定の取消し）

第20条 市長は、融資を決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) 第6条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 資金の使途が第4条第1号の申込み目的以外のとき。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに日高市小口特別融資のあっ旋及び利子補給金の交付に関する規程（昭和52年規程第1号）の規定により融資を受けた者については、この規則の規定により融資を受けたものとみなす。

附 則（平成10年11月4日規則第28号）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2号の規定は、平成11年1月1日以後の融資あっせん申込みに基づく貸付けについて適用し、同日前の融資あっせん申込みに基づく貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日規則第19号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月13日規則第1号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市小口金融あっせん規則の規定は、平成19年4月1日以後に申込みをした融資あっせんから適用し、同日前に申込みをした融資あっせんについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月28日規則第34号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第15号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市小口金融あっせん規則の規定は、平成30年4月1日以後に申込みをした融資あっせんから適用し、同日前に申込みをした融資あっせんについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日規則第46号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。